

会議結果報告書

平成26年 2月13日

会議の名称	第1回志木市番号制度導入推進本部幹事会
開催日時	平成26年2月13日(木) 8時30分～10時00分
開催場所	303会議室
出席委員	〔幹事会メンバー〕(※進行者) 豊島政策推進課長(※) 今野事務管理課長、土岐地域振興課長 小松福祉課長、渋谷都市計画課長、前島上下水道料金課長 清水教育総務課長 <p style="text-align: right;">(計 7人)</p>
欠席委員	<p style="text-align: right;">(計 0人)</p>
説明員職氏名	石川政策推進課主幹 <p style="text-align: right;">(計 1人)</p>
議題	<ul style="list-style-type: none">・番号制度の概要について・番号制度のスケジュールについて・志木市独自施策の検討について
結果	番号制度の説明を行った。 以下の3点を依頼し、了承された。 <ul style="list-style-type: none">・今後行うワーキングの担当者の選出・志木市独自施策の検討・番号法に規定された事務・特定個人情報の確認 <p style="text-align: right;">(傍聴者 0人)</p>
事務局職員	石川政策推進課主幹

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1. 制度概要

(1) 番号制度とは

社会保障・税番号制度（番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、住民にとっては各種申請への添付書類の軽減を図り、行政にとっては確認作業等を軽減するしくみである。

個人番号は、全ての住民に一つだけ割り振られ、重複することのない番号である。

（法人にも、同様に法人番号が割り振られる）

(2) 個人番号カードについて

平成 27 年 10 月より、通知カード（仮のカード）にて個人番号の通知を開始し、平成 28 年 1 月より希望者に個人番号カードの配布が開始される。この個人番号カードには、住所・氏名・生年月日・性別の 4 情報が記載され、顔写真が表示される。また、IC チップが内蔵され、4 情報と公的個人認証のほか、空き領域に各自治体の条例で定められた事項を記録することができ、条例を制定することで独自施策での利用することができる。

2. 番号制度について、年度内に各部で検討していただくことについて（主幹課とりまとめ）

(1) ワーキンググループの担当者の選出。

個別の案件を検討するために、特定個人情報・個人番号カードワーキンググループ、税・社会保障・防災ワーキンググループ、職員対応ワーキンググループを設置する。

特定個人情報・個人番号ワーキンググループは、政策推進課（法務）、事務管理課（個人情報保護）、総合窓口課（住民票）、課税課（課税証明書等）、収税課（納税証明書）の担当で組織する。また、番号カードを利用した志木市独自の施策の関係者も構成員に加える。

税・社会保障・防災ワーキンググループは、番号法別表第 1、第 2 に規定された事務の担当で組織する。

職員対応ワーキンググループは、人事課（職員給与、共済組合、臨時職員）、事務管理課（個人情報保護）、教育総務課（臨時職員）の担当で組織する。

(2) 個人番号カードの IC チップの空き領域を利用した志木市独自施策の検討。

個人番号カードは、番号制度以外にも、IC チップの空き領域に情報を書き込

むことによって、独自の施策に利用することができます。例えば、印鑑登録番号を IC チップに記録することで、印鑑証明書を発行したり、図書館カードの番号を記録することで図書館カードとして活用したりすることができる。

番号カードを利用した志木市の独自施策として、どんなものができるかの検討をお願いしたい。

(3) 番号法別表第1・第2に規定された事務・特定個人情報の主管課の確認。

別表第1は個人番号等を利用した事務が列記されており、別表第2はそれぞれの事務の特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の情報照会者と情報提供者が列記されており、それを志木市の事務分掌にあてはめた一覧が別表第一・第二.xls であるので、各課にて確認をお願いしたい。

補足資料

別表第一・第二.xls の見方について

別表欄：1又は2が入力されており、別表第一の内容であるか、別表第二の内容であるかを示す。

番欄：別表第一、別表第二の項番を示す。

担当課欄：事務局（電算室）で当てはめた担当課。一つの事務で、複数の担当課にまたがる場合もある。この担当課に間違いがないか確認していただきたい。

事務欄：番号法別表に記載された事務の内容。

特定個人情報欄：番号法別表に記載された特定個人情報の内容。

区分欄：事務、提供、照会のいずれかで、別表第一に関しては全て事務としており、別表第二に関しては、照会又は提供となっている。照会の場合は、その特定個人情報の照会者となることを表し、提供の場合は、提供者となることを表す。

例えば、別表第一の項番8は、「児童福祉法による障害児通所給付費…の事務であって主務省令で定めるもの」という内容で、福祉課と子育て支援課が所管する事務である、ということであり、別表第二の項番9は「児童福祉法による…事務であって主務省令で定めるもの」という内容の事務に関し、「生活保護関係情報…

であって主務省令で定めるもの」という内容の特定個人情報を福祉課が照会者かつ提供者となる、という事になる。

この一覧は、担当課でフィルタをかけていただければ、その課の事務、特定個人情報の一覧とできるので、活用していただきたい。

なお、事務や特定個人情報の主務省令で定める具体的な内容については、現在、精査中である。

住基カードを利用した独自施策について

以下のサイトに、住基カードを利用して独自施策を展開している市町村の情報等が掲載されているので参考にされたい。

<http://juki-card.com/use/>

その他、番号制度の概要について

内閣官房の以下のサイト等を参照して、情報収集に努めていただきたい。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>